

令和2年宇治田原町総務建設常任委員会

令和2年3月10日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第13号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定  
するについて
- 議案第14号 宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制  
定するについて
- 議案第16号 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す  
る条例を制定するについて
- 議案第17号 宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するにつ  
いて
- 議案第24号 宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定する  
について
- 議案第22号 宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例  
の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第25号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第2 第4四半期の事業執行状況について
- 産業観光課所管
- 日程第3 各課所管事項報告
- 建設環境課所管
- ・JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に関する協定変更について
  - ・宇治田原町地域公共交通会議について
  - ・宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正案についてのパブ  
リックコメント（意見募集）の結果について
- 日程第4 その他

1.出席委員

副委員長 11番 藤本英樹 委員  
3番 今西久美子 委員

5番 田 中 修 委員  
7番 馬 場 哉 委員  
12番 谷 口 整 委員

1. 欠 席 委 員

委員長 9番 谷 口 重 和 委員

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副 町 長	山 下 康 之 君
総 務 部 長	奥 谷 明 君
建設事業部長	野 田 泰 生 君
まちづくり整備推進 担 当 部 長	黒 川 剛 君
総 務 課 長	青 山 公 紀 君
総務課課長補佐	中 村 浩 二 君
総務課課長補佐	田 村 徹 君
企 画 財 政 課 長	矢 野 里 志 君
企画財政課課長補佐	岡 崎 一 男 君
税 住 民 課 長	馬 場 浩 君
税住民課課長補佐	小 川 英 人 君
建設環境課長	谷 出 智 君
建設環境課課長補佐	下 岡 浩 喜 君
プロジェクト推進課長	山 下 仁 司 君
産 業 観 光 課 長	木 原 浩 一 君
産業観光課課長補佐	木 村 幸 治 君
上 下 水 道 課 長	垣 内 清 文 君
上下水道課課長補佐	垣 内 紀 男 君
会計管理者兼会計課長	長谷川 みどり 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 村山和弘 君  
庶務係 長 太田智子 君

---

開 会 午前10時00分

○副委員長（藤本英樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

谷口重和委員長が欠席のため、委員会条例第10条の規定により私が委員長の職務を代行いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会は、開会日に上程され付託されました7議案及び第4四半期の事業執行状況並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付をしておりました日程表により審査を行うことといたします。また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、副委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なしの声」あり）

○副委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、理事者から、ご挨拶をお願いいたします。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、3月定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。藤本副委員長のもと、各委員にはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、連日議会等々で大変ご苦労いただきまして、重ねてお礼を申し上げたいというふうに思います。

季節ももう3月半ば近くなってまいりましたけれども、役場の裏ではコシアカツバメが飛来してまいりまして、本当に春を感じる、こういうふうなところでございます。そういった中、本当に今新型コロナウイルス、これの感染が非常に心配している中で、本町におきましても対策本部を立ち上げ、また町議会においても、議長さんのほうから、緊急時には議会としても柔軟な対応をすると、こういうようなお力を頂く中、本町といたしましても、住民の皆さんの安心安全また健康づくりにしっかり取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。

そういった中で、連日テレビ等々で報道されておりますけれども、また京都でも感染者が出たということで、今全国では217人の方が感染になられ、16名の方がお亡くなりになられている。また、京都では12人の人が感染されておるということで、非常に心配しておりますけれども、一日も早く収束を迎えるようにというふうに願っております。

ますけれども、しっかりとそうした予防等々について、また、そうしたいろんなところへ、住民の皆さんをはじめ、職員にもそういった行動をしっかりと伝えているところがございます。

そういう中で、またもう一つは、明日でちょうど東日本大震災から丸9年ということになりまして、まだいまだに行方不明あるいはまた余儀なく避難等々されている方がおられるわけでございますけれども、一日も早い復旧復興を願うところでございます。

本町といたしましても、明日ちょうど、これを機に、1つは2時46分に、できましたら黙禱をしていきたい。また、職員には参集の訓練、あるいはまた災害協定を結んでおります各市町村との連絡体制等々、そういったところもしっかりと確認をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

そういった中、この常任委員会の中では、先ほど副委員長のほうからございましたけれども、付託議案の審査を7件、またそれぞれの中から第4四半期の事業執行状況、また所管事項報告をさせていただきたいというふうに思っております。事務事業につきましても、令和元年度がもうぼちぼち終わりというところでございますので、早急に点検をかけているところでございます。そういった中で、今回申し上げました事項につきまして、それぞれご審査をいただく中でご可決を賜りたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、こういう季節でございますので、非常に暑くなったりまた寒くなったり、特に体は、非常にそういった時期でございます。各議員におかれましては、ますますご健勝にてご活躍されますよう心からお祈り申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきますと思います。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は5名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

まず、議案第13号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、議案第13号ということで、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてということで、説明をさせていただきます。

概要をもってご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、趣旨でございますが、これまでもいろいろなところでお話させていただいており、新庁舎への移転とか、新名神の開通を控えてということで、今後まちづくりが大きく変化していくということで想定されております。この変革期におきまして、住民の方の様々な行政ニーズなどを的確に把握するというようなこと、そして多様化する行政事業に迅速に対応していくというようなことで、事務の効率化・迅速化を図り、利用しやすい組織へ改正を行いたいということでございます。

これにつきましては、12月議会の全員協議会でもお知らせさせていただいているところでございます。

改正を要する条例といたしましては、全部で、裏表で計15本ということで、予定させていただきます。

1番目、(1)です。宇治田原町組織条例ということで、この中で、部制を廃止し、14課31係に改正するというようなところでございます。部制につきましては、廃止をしますけれども、当面理事職という形で設置をして対応に当たるというようなところでございます。

(2)番以降につきましては、課名の変更とか、そういったところの文言の修正を行うものが主な改正内容となっているところでございます。

施行期日につきましては、令和2年7月27日ということで、開庁日を予定しております。

簡単ではございますが、以上でお願いします。

○副委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。今西委員。

○委員（今西久美子） 部制を廃止するということになります。よく縦割り行政というようなことで言われますけれども、住民さんにとったら、この課にもこの部にもこの部にも必要な要望というのがあると思うんです。この間は、部制を敷かれて、部長がその役割を果たしていただいていたのかとは思いますが、その辺、部制がなくなって課長ということになれば、横の連携、その辺がちょっとどうなのかなという思いがあるんですが、以前部制が敷かれていて、一旦部制を廃止して、また部制を敷かれてきたと。今回また廃止やということになっておりますが、その辺の横のつながりですが、その辺がど

のようになるでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの件につきまして、私のほうからご答弁申し上げたいというふうに思います。

ただいま今西委員からおっしゃったように、今までから部制の廃止等、また部制の設置等やってきたわけでございますけれども、これら今日までの成果を十分に把握する中、今回新庁舎が7月27日から業務開始ということで、これは議会のほうにもご理解を賜っているわけでございますけれども、それを機にフラット化を図り、そして、今までから教育委員会、事務局、また上下水道、こういった辺りが別の建物にあったと。それを一堂に、新庁舎のほうの中で業務をしていくということで、その辺も踏まえた中、より今までよりも効率的かつ住民サービスが行き届く、そういう中で、ワンストップをはじめ、もちろん今まで以上に、横のつながりが強化になると、このように考えておりました。今回、今日までのいろんな実績等々を基にした上で、今回フラット化を図る中で、スリムな、住民の皆さんに分かりやすく、また利用のしやすい、そういうような組織となるように考えてきたところでございまして、今おっしゃったようなところも十分に横のつながりを今まで以上に強固に取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今もありました迅速な対応、その辺は非常に私はこの間ずっと求められていると思うんです。職員さんが代わるたびに引継ぎができていないとか、そんなことも含めていろんな声を聞くんです。その辺、今回迅速に対応していくと。分かりやすく利用しやすい組織にするということを今おっしゃっていただきましたので、その辺は職員皆さんの意識としてしっかり持っていただきたいなというふうに指摘をしておきたいと思います。以上です。

○副委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

馬場委員。

○委員（馬場 哉） 青山課長がおっしゃった、当面の間理事職を充てるということなんですけれども、もう少しその点をお願いできますか。

○副委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいま馬場委員さんのご質問に、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

先ほど総務課長が説明させていただいたとおりでございますけれども、今現在、部長職というのがおりますので、それを、フラット化を図り部長を廃止するというところでございますけれども、それなりの役職にありましたので、一様に課長にするということはなかなか大変なところもございますので、理事という職はやっぱり残していきたいと。

今後については、その辺を見た上、また新しい理事をつくるのか、あるいは理事を全てやめていくのか、その辺はこれからの大きな課題だと思っておりますけれども、基本的にはフラットで、それぞれの課長が責任を持って住民の皆さんに対応できるように、このように考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今お聞きした当面の間というのをちょっとお答えいただいているのと、しばらく、当面の間今までと同じように部長の代わりに理事を、責任のある立場としてそこに就任してもらおうということに関して言ったら、今までの部長制とどこが違うんですか。

○副委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、要するに、今度は、理事兼何々課長と、こういう形で持ってもらおうということが多分に出てくるのかなと。今申し上げました当面の間というのは、今現在部長がおりますので、部長を理事という名前に今度は変えたいと、このように思っております、例えば理事兼何々課長と、こういうような対応と、また理事という職がございますので、その課だけ見るんじゃないし、隣の課も一緒に見てもらえるような、そういうようなところも踏まえて取り組んでいくという中で、当面の間というのは、今おります部長が理事に変わって、その後、例えば退職したらその後どうするのかと、こういうところがあるというふうに思っておりますので、総務課長から申し上げました当面の間というのは、そういう部分があるという意味で理解をいただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） もともとの組織改正の目的が、それぞれの課長に責任感を持ってもらって、将来のまちづくりに向かって、新しい時代も含めて課長に責任をしっかりとってもらおうように行政運営を進めていこうというものやったと思うんですけれども、当面の間理事職が置かれるということで、例えばこういう委員会質疑の中で、最終は課長が答弁をされると思っておりますけれども、課長が咄嗟に判断ができないような場合は、例えば



理事が代わって答弁するとか、そういう場面も考えられるわけですか、今後は。

○副委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問ですけれども、確かにそういういろんな場面において、そういう対応もしてもらえるとということにも思っておりますけれども、基本的に、また上には町長なり私副町長がおりますので、その辺はしっかり一緒になって対応していきたいと。

先ほどもご質問がありましたけれども、保健センターも支援センターも、一緒に一堂にまいますので、きめ細かな行政運営ができるのかなということと、いろんな経験が、課長級ですと、理事はもちろんですけれども豊富ですので、いろんな案件でお見えになっても、今日までのそういう知識を、そういういろんなご縁で生かされると、こういうことも出てくると思いますので、その辺については、特に住民の皆さんにしっかりと行政運営ができるように、今まで以上にそうした強固な組織をしていきたいと、このように思っております。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 大体今のことで理解はさせていただきましたけれども、新しくできた課長が、横のつながりで、フラットでいろんな協議を課長同士で相談すると、そういう組織になっていただくほうがいいと思うので、当面の間しばらく理事が置かれるそうですけれども、理事さんにももちろん相談もしはりますけれども、それぞれ課長が責任感を持って、連携をして、課の垣根を越えて、行政運営をしていただけるようになったらというふうに思っております。以上です。

○副委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第13号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第13号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、続きまして、議案第14号、宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例ということでご説明させていただきたいと思っております。

まず、趣旨の1番目といたしましては、宇治田原町において、高度な専門的知識や経験、あとは優れた識見ということで、そういうものを有する方を特定目的のために、期限を限って採用するというふうなことで、必要な事項を定めたいと考えております。

2番目、概要といたしましては、根拠法令につきましては、地方公共団体の一般職に任期付職員の採用に関する法律ということに基づいて、つくっていきたいと考えております。

採用条件、2番目ですけれども、3職種の条件を定める予定でございます。1つ目、特定の任期付職員ということで、高度な専門知識を持っている管理部門も含めたというような形の職種。それと、2つ目には一般職の任期付職員ということで、いわゆる専門職の方。それと、3つ目に任期付職員ということで、臨時的な業務を行っていただくというような形で、3職種の方を定めたいと思っております。

(3)番目ですけれども、給与等につきましては、ア)特定任期付職員の場合は、合計を当てはめて雇用していきたいと考えております。それと、一般職の任期付職員、専門的知識と臨時的な方の任期付職員ということで、イ)の方の給与等につきましては、宇治田原町の給与に関する条例というところで、そちらを適用させていきたいと考えておるところでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日ということでございます。

具体的にですけれども、今年度4月1日からということで、京都府の方をお願いして、今年度退職されるというような方で、その方を雇用したいというようなところで今考えているところでございます。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。今西委員。

○委員（今西久美子） これ、法律としては、平成14年にできているんですよね。宇治

田原町としては今回初めてということになります。府の退職者の方をというお話がございませぬけれども、来年度予定をされているのかと思うんですけれども、それは、1つ目の特定任期付なのか一般職なのか任期付きの3つの区分がありますけれども、どの部分で考えておられるんでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） すみません、ちょっと説明足らずで申し訳なかったです。具体的には、新名神の開通とか本町も大きな変換期になってくるようなところがございませぬ。そういったことから、都市基盤の整理とか道路、あと山手線とかそういったところ、あと河川とかいろんなところ、また新市街地などの都市基盤の整備というところで力を入れたいというようなことで、管理部門のほうも含めた高度な専門知識ということで有する方を雇用したいと考えておるところでございませぬ。

○副委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの今西委員のご質問に私のほうからご答弁申し上げます。

内容的には現在総務課長のほうから申し上げたところでは、町としては、これから山手線、あるいはまた都市計画、それと併せて河川、それから水道、下水、そういうところに専門的な技術職の方を、以前からなんとかお願いできんかということも踏まえて取り組んできたわけでございませぬけれども、今回ちょうどこの3月末をもって退職される技師の、専門的な、非常にレベルの高い方がおられるということ踏まえて、今回特定任期付職員という形をお願いしたいと、このように考えております。1名、よろしく申し上げます。

○副委員長（藤本英樹） ほかに質疑はございませぬか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今特定任期付職員ということで、5年以内の任期で京都府のOBの人に来ていただくということなんですけれども、これ、3つの区分があるんです。高度の専門的知識と専門的な知識、非常に抽象的で分かりにくいんです。この辺の、まず区分、どういうふうに使分けをされるのか。それと併せて、給与等で、特定任期付職員の場合だけ参考に挙げていただいているんですけれども、一般職の任期付職員と任期付職員やったらどれぐらい違うのか、その辺りもお示しをいただきたいと思うんですが。

○副委員長（藤本英樹） 中村課長補佐。

○総務課課長補佐（中村浩二） ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

まず、一般職任期付職員ですが、高度な専門的知識という表現を使わせていただいております。例えて申し上げるならば、システムエンジニア、コンピューター。

(「特定がない」と呼ぶ者あり)

○総務課課長補佐(中村浩二) すみません。特定任期付職員のほうからご説明をさせていただきます。申し訳ございません。

特定任期付職員につきましては、当該分野におけます高度の専門的知識、主に幅広い分野で活躍して広く評価されるもの。例えて申し上げるならば、研究所の研究職員であったり特定分野の活動に精通して評価を得られている者ということを前提としております。

それから、一般職任期付職員につきましては、専門的な知識経験が急速に進歩する技術に関わるものであったり、例えばコンピューター、IT分野の進歩が著しい中、特定の知識を持った者を独自で育成して対応するのは難しいといった場合におけますコンピューターシステムに関する知識の者などを考えております。

また、任期付職員につきましては、一時的な業務の増加に対応することを目的としております。よって給料等の待遇につきましては、任用期間を長く設けるとともに、職員と同等の勤務条件の設定をすることによって人材を安定的に確保できる利点があると考えておるところであり、主な業種といたしましては、保育士または災害復旧事業などに伴います職員などということを考えておるところでございます。以上です。

(「給与は」と呼ぶ者あり)

○総務課課長補佐(中村浩二) 申し訳ございません。

まず、一般職任期付職員につきましては、給料は、その者の活躍しておる高度な専門的知識というところから、職員の前歴換算もしくは職歴換算というところで換算していきまして、常勤職員と同様の取り扱いをしていきたいというふうに考えておるところであります。また、任期付職員につきましては、一時的な業務の増加ということに対応するものと考えておりますので、基本を1級の33号級という基準で考えておるところでございます。また、任用が年度を更新された場合につきましては、職員と同様に昇給ということも対応するところでございます。以上です。

○副委員長(藤本英樹) 谷口委員。

○委員(谷口 整) 具体的に1の33号級でしたら幾らになるんですか。

○副委員長(藤本英樹) 中村課長補佐。

○総務課課長補佐(中村浩二) 申し訳ございません、1の33号級でございますと、19万4,000円を当初の設定として想定をしているところでございます。

○副委員長(藤本英樹) 谷口委員。

○委員（谷口 整） 任期付職員さんと特定任期付職員さん、ほぼ倍ほど違うという、それなりの高度な専門知識をお持ちの方を遇するということだと思っんです。ちなみに、この4号級42万5,000円でいきますと、恐らく今町の職員さんの管理職、課長補佐ぐらいの年収になるのかなと思っんですけれども、恐らく先ほど言いましたように、そういうふうに遇されるんだと思っんですが、次に、この方の肩書というんですか、単に前で言う嘱託職員ではあるんやろうけれども、どういうふうに呼ぶことを想定されているのか。また、それだけの高度な知識をお持ちの方なので、議会对応をどうされるのか、その辺りはどうなんですか。

○副委員長（藤本英樹） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） ただいまのご質問でございますけれども、職務内容等につきましては、先ほどご答弁させていただいたような職務でございます、現在予定しております職名といたしましては、都市整備政策監という名前での名称を予定いたしております。それと、こういう職でございますので、議会对応等も全てさせていただく予定といたしております。以上です。

○副委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 議会对応していただければ非常にいいなという思いで質問させていただいたんですけれども、やはりこれからいろんなことで、新名神もそうだし山手線も、まだまだ大型プロジェクトがある中で、議会に出ていただいて答弁をしていただければ、より深い議論ができるということで、もしそういう予定をされていなかったらしてほしいなということをお願いしたかったので、都市整備政策監という肩書で出ていただけるということは結構かなというふうに思っます。その方のご活躍に期待をしておりますので、そのことを申し上げまして質問を終わります。

○副委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思っます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第14号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第14号、宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、議案第16号ということで、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ということで、概要について説明させていただきます。

まず、趣旨でございますけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、新たに会計年度任用職員ということで、制度が春から創設されます。この法改正によりまして、会計年度任用職員を主とする非常勤職員に対しまして、育児等に係る制度を推進するということで、働く方の立場において多様な働き方を選択できるというようなことを可能にするということで、所要の規定整備を行っていききたいものでございます。

2番目、改正内容でございますけれども、対象職員の追加ということで、育児休業をすることができる職員の対象に、一定の要件を満たす非常勤職員を加えるということでございます。

2番目、育児休業取得期間といたしましては、子の養育状況に応じまして取得可能期間を設定しますということで、原則、子の出生の日から1歳誕生日の前日までということでございます。一部特例もございます。

3番目に、施行期日といたしましては、令和2年4月1日から予定でございます。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(藤本英樹) 異議なしと認めます。

議案第16号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副委員長(藤本英樹) 挙手全員。よって議案第16号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。馬場税住民課長。

○税住民課長(馬場 浩) それでは、議案第17号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて、議案第17号資料概要に基づき、これを用いまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨でございますけれども、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に施行されたことに伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領の一部が令和元年12月14日に改正されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、印鑑の登録を受けることができないものについて、「成年被後見人」から「意思能力を有しない者(満15歳未満の者を除く)」に改めるものでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○副委員長(藤本英樹) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(藤本英樹) ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(藤本英樹) 異議なしと認めます。

議案第17号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副委員長(藤本英樹) 挙手全員。よって議案第17号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山下副町長。

○副町長(山下康之) それでは、私のほうから、議案第24号、宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

議案の後ろに資料のほうもつけさせていただいているというところでございます。

今回、まず、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして所要の改正を行うとともに、監査・決算審査の実態に合わせた改正を行おうとしているものでございます。

主な改正につきましては、まず1つ目といたしまして、地方自治法の改正に伴う引用条項の改正、地方自治法の規定に繰下げが生じたことによります引用条項の改正、これを行うもので、第243条の2を第243条の2の2とするものでございます。また、第199条第5項、第6項を、第199条第6項、第7項に併せて改正するものでございます。

次に、2つ目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う文言の追加を行うもので、決算審査におきまして併せて実施をしております、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましての文言、法律の条項を追加するものでございます。

それから、3つ目といたしまして、監査及び決算審査等の所要日数の改正を行うものでございます。地方自治法第75条第1項等の監査に要する日数5日以内を60日以内に、地方自治法の第233条第2項等の決算審査に要する日数を5日以内を60日以内



に改正するものでございます。ここの概要資料の裏面に、京都府内の町村を中心に条例に定める監査及び決算審査の所要日数の比較をまとめさせていただいております。

最後に、施行期日は、令和2年4月1日といたしております。以上、よろしくご審議賜り、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 質疑がないようでございますので、これにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第24号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第24号、宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

これで、日程に掲げられておりますただいま出席の所管分の付託議案審査を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら、挙手をお願いいたします。今西委員。

○委員（今西久美子） それでは、先日こういった役場だよりが配付をされまして、確定申告の時期についてですが、町府民税の申告期限については4月16日まで延期をさせていただくということで、町で受け付けていただくと。担当課に本当にいろいろご苦労やと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。所得税については、3月16日までは役場でも受けていただきましたけれども、それ以降は直接宇治の税務署に行ってくださいということだったんですが、これ、町としては、やっぱり受付できないという、そういうことなんでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） 国税庁におきましては、新型コロナウイルス症の感染予防と

いたしまして、所得税の確定申告の申告の期限を1か月延長し、4月16日までとしたところでございます。これを受けまして、本町では、町府民税の申告期限を同じく1か月延長を決定させていただいたということでございます。委員お示しのとおり、3月5日付で役場だよりを新聞折り込みいたしまして、また町ホームページにも掲載させていただいたところでございます。

委員おっしゃるところ、所得税の確定申告の役場での受付についても1か月延長はできないかというご質問かと思いますが、本町でも、国税庁の申告期限の延長の趣旨や、また住民の皆さんの利便性を考慮し、他市町と情報共有を図る中で検討を重ねてまいりましたが、1か月延長されるこの期間につきましては、新年度の固定資産税、軽自動車税、また町府民税の特別徴収分の賦課作業、発送作業の時期とちょうど重なるところでもございまして、所得税の確定申告の受付を対応するには、人的にも物的にも不可能であると判断をさせていただいたところございまして、町府民税の申告期限のみ4月16日まで1か月延長させていただくという苦渋の決定をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 住民さんの利便性向上のために、周辺の自治体とも相談もしていただいて、検討もしていただいたと。結果的には、人的、物的に不可能やということのご説明がありました。理解はいたします。これを入れていただきましたし、できるだけ3月16日までに所得税の確定申告がなされるのが一番いいかと思っておりますので、その辺は引き続きお願いしたいと思うのと、あと受付はできないけれども相談には十分乗っていただきたいなというふうに、これはお願いをしておきます。

それと、新型コロナウイルスの関係で、この間いろんな業種に影響が出ているかと思えます。観光面なんかでは、非常に日々報道もあるとおりでありますけれども、宇治田原町の小売業と業者さんにおきましても、非常に大きな影響があるとおっしゃっている方もおられます。コロナを原因に、業務が滞り、例えば経営が非常に厳しいというようなことに直面する事業者については、税とか料とか徴収猶予等そういう制度もあるかと思えますけれども、その辺について周知をしていただいた上で実施もしていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） 新型コロナウイルス症の拡大による経済への影響につきましては、本町におきましても、決して例外ではないと認識をいたしておるところでございます。

ます。先日、京都地方税機構山城中部事務所、本町の所管事務所でございますけれども、そこに確認をいたしましたところ、現時点で、新型コロナウイルスに関連した徴収猶予等は発生していないとのことでございました。所管でございます産業観光課とも十分情報共有を図る中で対応していく必要があるというふうに認識をしているところでございます。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 後ほど産業観光の所管のところでは、そういう実態の把握もしっかりしてほしいということをお願いするつもりでおりますけれども、そういった状況が明らかになって、税の猶予等々はこれからやと思うんです。その辺については、しっかりと対応もしていただきたいというふうをお願いをして終わります。以上です。

○副委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） すみません、もう一点。総務の関係で、町職員の関係でも新型コロナウイルスの関連でお聞きしたいと思います。学校の休校に伴いまして給食センターが動いておりませんし、また図書館も休館をしております。例えばほかにも小学校の巡視員さんとか学校の図書館の司書さんとか、また子育て支援センターも一部相談業務だけしているということになっております。こういう形で勤務をされている非常勤職員の方の休業に対してどのように対応されているのか、総務としてつかんでおられるでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） すみません、新型コロナウイルス感染症に伴う休業補償というようなことでございますけれども、現状は、今臨時職員、非常勤とか臨時職員の方、恒常的に勤務している職員の方につきましては、業務の前倒しとか、あと関係部署の業務の支援というようなことで回っていただくというような対応とか、あと同時に年次有給休暇の取得などにより支給の減額等が発生しないように対応しているというようなところでございます。

例えば具体的に申し上げますと、臨時職員の方につきましては、例えば個別にその方から意向などを聞いたりということで、今申しました他業務に回ってもらうとかというようなことを対応しておりますけれども、少なからず業務縮小により影響が出ているところは事実であるかなと思っているところでございます。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 業務の前倒しと言っても、正規の職員さんもおられる中で、そんなに業務があるとは思えないんです。臨職さんにいつもどおり全部来てもらってという

ことにはならないと思うんです。ちょっとある方にお聞きしたら、もう来んといってくれと言われたということもおっしゃってありました、その臨職さんが。臨時職員と言えど、やっぱり収入は当てにしてはるわけで、その辺の休業補償をきちんとしていくべきやと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○副委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） ただいまの臨時職員の方、来るなというようにお話でしたけれども、私のほうは、今のところそこまで情報をつかんでおらない状況ですけども、今国のほうからは、企業さん向けには所得補償なりということをいろいろ打ち出しておられますけれども、自治体のほうに今来ている情報といたしましては、やはり休暇ですね、特別休暇とか、そういうふうな形のを、柔軟な取扱いをするというふうなことで今情報がこちらのほうに入ってきているところでございまして、詳細は不明なところが多いというような状況でございます。

こういった状況の中ですので、できるだけ雇用者の方には不利益にならないように努めていかなければならないと思っておりますけれども、国の動向等も見定めながら、今現在国が企業の方に示しておられる所得補償の方針などを参考にしながら、小学生とかの子どもさんをお持ちの保護者に対しまして、何らかの補償とか特別休暇などの付与ということで措置を考えていかなければならないのかなと思っております。

○副委員長（藤本英樹） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） 私のほうからお答えさせていただければと思います。

委員ご指摘のように、今青山課長が申し上げましたように、現在の職員さんにつきましては、例えば給食センターにおきましては、春休みに通常やっただくような点検、清掃業務を前倒しでやっただくとか、例えば他の部署でしたら、今学童のほうが多数お越しいただいておりますので、そういうところに回っていただけないかというような業務の応援支援という。また、年次有給休暇の取得等で対応をお願いしておると。

今の現状ですと、期間がまだ限られておりますので影響も限定的かなと考えておりますが、今後これが長引くようなことになると、一定議員ご指摘のような状況も生じてくるのかもしれないと思うんですが、いずれにいたしましても、所得補償、町としては、今現状どういう形であるかというところには至ってございません。青山課長が申し上げましたように、国の動向等もまず見定める中、本町の現状の分析に努めまして、今後の対応を考えてまいりたいと考えておるといような現状では、今そのような状況でございます。以上です。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） でも、現に3月一切給料が入ってこないという臨職さんがおられるんです。影響が出ています、もう既に。そこを、やっぱり総務としてもしっかりと掴んでいただきたいと思います。国もいろいろ言っていますけれども、なかなかはっきりしない部分があるので、そこはきちんと実情を掴んでいただいた上で検討もいただきたいと思います。その辺はどうですか。

○副委員長（藤本英樹） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの今西委員のご質問でございますけれども、今も部長なり課長のほうが答弁させていただいたとおりでございますけれども、確かに、できるだけ臨時職員の皆さんもほかの仕事ができる、そういう中でうまく入っていただける、そういうことも非常に大事だということで、そういった面での周知はしているところでございますけれども、やはり一月間のそういった手当がまたその方の生活につながる、これは重々分かっているというようなところでございます。その辺も十分にチェックをしながら、どういった形がいいのかどうか。また国の動向も見ながら考えていきたいと。

それと併せまして、職員だけやなしに、町の事業の例えば講師とか指導員、そういった方にお願ひする、またそこへお手当を渡す、そういうところも止まっておりますので、非常にこれは、本町だけやなしに全国的に大きな問題だというふうにも思っておる中、本町においても、いろんな角度からしっかりまず調査をする、こういうところが非常に大事かというふうに思っておりますので、鋭意取り組んでいきたいと、このように考えております。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今回は、国の要請を受けて、自治体が休校を決めて、それに付随する臨職さんの取扱いになるので、町として責任があると思うんです。不利益にならないようにと先ほどお話がございましたように、そのところはくれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○副委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 当局から、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 10 時 54 分

再 開 午前 10 時 56 分

○副委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

それでは、建設事業部所管分に係る事項について進めます。

付託議案審査について、まず、議案第 22 号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。垣内上下水道課長。

○上下水道課長（垣内清文） おはようございます。

議案第 22 号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

別添資料のほうをご覧くださいませでしょうか。A4 縦長の 22 号資料でございます。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正によりまして条ずれが生じたため、本条例の引用条項について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、第 243 条の 2 第 4 項を第 243 条の 2 の 2 第 8 項に改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日でございます。以上よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第 22 号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第 22 号、宇治田原町水道事業及び下水

道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第25号、町道路線の認定及び廃止について、ご説明させていただきます。議案書にございます位置図等も併せてご覧ください。

議案第25号、町道路線の認定及び廃止につきましては、既認定の町道1の1号線及び町道2の25号線の2路線を一旦廃止し、起終点の変更を行った上で、改めて2路線を認定しようとするものでございます。

町道1の1号線につきましては、一部区間において、一般交通の用に供する必要のないことが判明しましたことから、一旦路線を廃止し、起終点を変更した上で、改めて認定を行うものでございます。また、町道2の25号線につきましては、国道307号を横断し国道と重複区間があるため、町道1の1号線の認定と併せまして整理を行うことから、一旦路線を廃止し、起終点を変更した上で、改めて認定を行うものでございます。

本件につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上、ご審査賜りまして、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了します。

討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第25号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第25号、町道路線の認定及び廃止については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と併せて、以上で、今回総務建設常任委員会へ付託されました7議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案につきましては、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、3月26日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月24日火曜日、午後5時までに議長宛て提出してください。

日程第2、第4四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

産業観光課所管について、当局の説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 失礼いたします。

令和元年度第4四半期の執行状況ということでございますが、昨日の予算委員会でもお話が出ておりましたが、プレミアム商品券の発行事業でございます。これについては、ご報告という形で、最終2月21日に販売が済みしましたので、その販売状況等を報告させていただきます。

商品券の販売状況ですが、2月21日現在、申請書の送付等ということで、子育て世帯を含む1,539人、引換券発行者627人、商品券の購入者471人、商品券販売金額といたしまして、868万4,000円ということでございます。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 質疑ございませんか。ないようでございますので、これにて、産業観光課所管分についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第4四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管のJR奈良線の高速化・複線化第二期事業に関する協定変更について、説明を求めます。谷出建設環境課長。



○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。

J R奈良線の高速化・複線化第二期事業に関する協定変更について、ご報告させていただきます。

現在、J R奈良線の高速化・複線化第二期事業につきましては、総事業費369億円で工事のほうを進めていただいておりますが、こちらの金額に変更がございまして、変更後事業費が397億1,000万円というところで、28億1,000万円の増額となっております。本町の負担分といたしましては、変更前が1億5,600万円、変更後が1億6,800万円、差額といたしまして1,200万円の増額となっております。

変更額の内訳といたしましては、中段にございます社会情勢の変化による労務賃金の上昇でプラス33.4億円、その下環境対策による防音壁・吸音板の追加といたしまして3.3億円、一方で、コスト縮減のために線路の切戻回数の見直し等が行われまして、8.6億円の減額ということで、合計28.1億円の増額となっております。

また、事業期間につきましては、変更前は平成25年から令和5年まででございましたが、変更後は平成25年度から令和6年度までとなっております。令和4年度末の開業予定には変更は、こちらについてはございません。変更理由といたしましては、環境アセスメントの事後調査及び対策工事に係る期間を延長するものでございます。

今後の予定といたしましては、令和2年3月末に変更協定を締結というような予定となっております。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。今西委員。

○委員（今西久美子） 1,200万円増額ですとさらっと言われましたけれども、宇治田原町にとっては大きいですね。これを、今後どういう形で1,200万円を上乗せしていくのか。この間で言うと、10年間で約1億6,000万円でしたので、毎年1,600万円ずつぐらいかなというようなこともありましたけれども、あと残り1,200万円上乗せされた分はどんな形で支払いをしていくことになるのでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 本件の増額につきましては、今回事業期間の変更がございまして、令和6年度まで負担金の支払いの義務の期間があるというところでございます。この間事業の進捗等によりまして、各市町への負担金というところがJ Rのほうから示されるというところで、その年度年度の事業進捗によって結果が出まして、お支払いさ

せていただくというところでございます。

○副委員長（藤本英樹） そのほかは。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） すみません、毎年、事業の進捗というのがございます。なので、今現在負担金の年度割の想定というのはございますが、あくまでもその年度にJRのほうで、できた事業について各市町への分担金というのが示されるというところをちょっとご説明させていただいた。

○委員（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 例えば京都市の地下鉄の工事なんかでも、変更変更が相次いで、結果蓋を開けてみたら倍ぐらいかかっていたというような事例もある中で、これ、労務賃金、人件費の上昇が一番大きいですが、今後もどうなるか分からない中で、こんな形でどんどん負担が増えていくということについては、本当になんとかならへんのかなというふうに思っているんです。

以前これには本当に反対をされている議員さんもおられて、かなり議論もあったところですが、関係市町の中に宇治田原町が入っているというのが負担をせざるを得ないということになっているので、今入っているからしょうがないというスタンスなのか、なんとか、宇治田原の住民にとって、第一期については宇治京都間が本当に便利になりましたので、それはそれで恩恵にも与ったかなというふうには思っているんですけれども、第2期については、宇治よりも南なので、私はそれほど需要があるとは思えないんです。それに、これだけの負担をするというのは、本当にいかななものかというふうに。

○副委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時10分

○副委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。今西委員。

○委員（今西久美子） 一期工事で宇治田原住民のニーズというのは、かなり解消というかニーズには応えられたのかなというふうに思っているんです。それが、こんな形で、どんどんとは言いませんけれども増えていくということについては、ちょっと今後のことも含めてやはりきちんと検証する必要があるというふうに思っているんですが、検証していただいているとは思いますが、第三期以降の工事については、もう宇治田原町としては、離脱をするということも含めて今どのようにご検討されているのか、その辺お答え願いたいと思います。

○副委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 現在第三期の事業につきましては、全くの白紙というところでございますので、委員ご指摘の件につきましては、今のところ考えていないというところでございます。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） いやいや、考えていないじゃなくて、考えなあかんのと違いますがと言っているんです。

○副委員長（藤本英樹） 黒川部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） これまで沿線市町とともに協力させていただく中で、JR奈良線のまずは電化がありまして、その後複線化という形で事業が進捗してまいりました。私も、個人的に申し上げますと高校時代は京都駅近くの学校まで通っておったんですけれども、その当時、JR奈良線を利用する、当時は国鉄だったかもしれませぬけれども、ほぼいなかったんですけれども、最近京阪で丹波橋乗換えで京都駅というアクセスよりも、宇治駅からそのまま京都に行くという方が非常に増えているということで、宇治田原町の方にもそれ相応の恩恵はあったのかなというふうに考えております。それは、沿線市町が協力して取り組んだ結果としまして、本町の住民の方にも、先ほど今西委員もおっしゃっていましたが、恩恵となってきたと。

今現在、宇治、井出から北部におきましての第二期工事を実施してございますけれども、その間も、やはり沿線市町が協力してやってきたということで、今回全然事業がされておられていない木津川市等もそれ相応の負担もされている中で、うちの分だけ終わったから、はい、もう終わりですというふうに、簡単に言うことができるのかなというところは今後検討しなければならないのかなというふうに考えてございます。

ただ、これだけ財源が厳しい中で、費用が増えていくという今回の事業につきましても、首長会議等々におきましても、これ以上の負担の増はないよということを確認した上で沿線市町が合意をさせていただいたものでございます。第三期につきましては、時期は未定と、事業費のほうも未定でございますけれども、今後はまた議会のほうともご相談させていただく中で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 簡単に抜けたらええとは思っていないし、抜けられるものやとも思っておりませんが、木津川市の例を出されましたけれども、あそこは通っているじゃないですか。そこにおいては、やっぱり住民の利便性等々考えておられるんやと思いますけれども、先ほども言いました、宇治田原町の住民さんにとっては、それほど恩恵の

ない工事になってくると。その辺も勘案して、財政が厳しい厳しいと言っておられるのであれば、先ほど首長の会議ということもおっしゃいましたけれども、やはり抜ける方向で、町としてはそういうスタンスで取組を進めていただきたいというふうに思います。副町長、いかがでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、今担当課長なり部長のほうで申し上げたところでございまして、委員おっしゃるように、増額の1, 200万円という額も、本当に厳しい中で非常に大きな額ということで、非常に何もかも踏まえて厳しいということで、重みを持って考えておるとというのが現状でございます。

そういった中、確かに二期工事の中では、住民の皆さんから、非常に便利になったというようなことでお声もいただいておりますけれども、現に本町には鉄軌道が走っていないというのは、これはもう事実でございます。そういう中、今後、またそういう中、例えば本町にいろんな方向転換も向けていただいたら非常に大きな話にもなろうかと思っておりますけれども、なかなかそこまでは至らんですけれども、本町としては、やっぱり住民の皆さんの利便性を高めていく、そういう中では非常に大事な部分だろうというふうに思っています。

今回のお願いをしております変更につきましても、非常に重みを持ちながら、なんとかご理解をいただきたいと、そういう中で、これ以上変更のないようにしてほしいということは、もう町長のほうから重々伝えてはいただいております。三期については、まだどのような形でどうかというところはまだ真っ白でございます。そういう中での鉄軌道のない本町でございますので、十分にまたいろんな角度から、今おっしゃった方向も検討しながら、また議会とも相談させてもらいながら将来的な大きな問題だというようにも考えているところでございます。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 最後ですが、第三期工事はまだ真っ白やおっしゃいましたけれども、計画としてはつくってあるわけじゃないですか。示されましたよね。必ずいつかはそういう工事に入っていくわけで、明らかになってから「うち、やめますわ」というのは、ほかの市町さんに対しても不誠実やというふうに思うので、白紙の状態であるけれども計画としてはあるんやから、今から、そういうことも考えていますということ、町のスタンスをはっきり申し上げるべきやというふうに思っていますので、その点は、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。これ以上宇治田原町住民のニーズに沿わないよ

うな形で支出をしていくというのは、やめるべきだというふうに指摘をしておきます。  
以上です。

○副委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 私も、奈良線の複線化の負担金については、今、今西委員が言われたように、住民の皆さんからすれば、鉄軌道が通っていないとか沿線市町じゃない市町でうちだけがこれに入っているということについては、ちょっと釈然とせん部分があるんですけども、これ、振り返ってみますと、三十数年前に、信楽から東海道線をつないで、宇治田原を通して奈良線につなぐという夢物語的な鉄道新線の話からのスタートかなと思うんです。その関係で、奈良線の複線化の協議会に沿線市町ではないけれども入ったという経過があるんですよ、たしか。確かに町にとっては、奈良線が便利になれば、非常に便利やという理屈は分からんことはないんですが、その論法でいくと、今度宇治木屋線にトンネルができて、和東が非常にこちらに出やすくなった。次、三期目は、和東も便利になるさかい入ってくれということになるのかなというようなことも思うんです。

そんな中で、この二期目の協定を結ぶときに、我々議員になる前ですけども、非常に議論があったというのも聞き及んでおりますし、これ、一期目、二期目合わせれば約2億円、たしか一期目が3,200万円ぐらいでしたか。だから、トータル2億円ぐらいの負担になるんですよ。これ、かなり大きな金額なので、ちょっと切り口を変えて、これは私の提案なんですけれども、せっかく奈良線の複線化協議会に入っているんだから、例えば奈良線から宇治田原に新線を引くというぐらいの夢のある話をしてもらえれば、これ、住民の方々の中にある、昨日の庁舎の議論を借りればもやもや感があるわけですよ。それを少しでも払拭するには、奈良線も宇治田原まで引っ張ってくるんやと。今バスがどんどん減便化されて、唯一の公共交通機関のバスの存続も危ぶまれる中で、ならばここで、2億円近い金を投資するならば、町として、奈良線を宇治田原まで支線的に呼んでくるぐらいの気構えで、私はここはやっていくべきと違うかなというふうに思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの谷口委員のほうからございましたけれども、確かに出足はそういうことがございまして、今でもびわこ京阪奈線鉄道建設期成同盟会ということで滋賀県のほうでも期成同盟会をつくられて、なんとか宇治田原町を通過して大阪のほうに行けないかということで、今なお、そういう期成同盟会ができており、毎年総会を

実施され、また京都府南部横断鉄道新線研究会の代表幹事である本町が、そのところへ行ってお挨拶もさせていただいている、これが現状の中で、もともとそういうところからJR奈良線の促進協議会にも入られたと、このようにも認識しているところでございます。

そういう中、今そうした切り口の問題も、そして前向きな中でのご発言をいただいたわけでございますけれども、確かにそういうことを、信楽から大阪までという問題も頑張ってはそれぞれいただいております、また町としても頑張ってはいるんですけども、なかなかうまくいかないということ。その中で、JR奈良線から宇治田原町に引っ張ってくるということも、非常に夢でありそうで、なんとかならないかという思いを持っている中、またそういう奈良線促進協議会の中で、そういう声を、宇治田原町としても上げながら、なんとか住民の皆さんにもご理解をいただける、そういうようにも思うわけでございます、協議会の委員でございます町長のほうに今の旨を伝えまして、そういう場でしっかりとした発言をしていただく、こういうことが宇治田原町にとっての将来的なことでもございますので、そういう声を上げていきたいと、このように考えております。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今まで、そういう形の切り口で町がこの負担金を考えられたことは多分なかったと思うんですけども、その辺りはどうでしたか。

○副委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 今日まで、国のほうの運輸政策審議会、これがございまして、これが、奈良線と、それから学研都市線をどこかで横断できないかと、こういうような構想は以前あったんですけども、その計画からもちょっと今は外れているというようなことも聞いておりますけれども、そういう中で、今までは、できたらびわこ京阪奈路線というところがございましたので、それに乗って、なんとか要望活動を今日までしてきたと、こういうような経過はあったわけでございますけれども、今おっしゃったようなことが、全く話としてはなかったのかと言ったら、そうではないけれども、しかし、議論の場にはなかったと、このようにも考えておるわけでございます、一つそれも大事なことだというふうに思いますので、しっかりその辺は声も上げられるように考えていきたいというふうに思います。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに鉄道を1本引くとなれば、国の運輸政策審議会やったかな、

何かの議論も必要だし、一朝一夕にすぐ奈良線のこの協議会で声を上げたからできるというものではないと思うんですけども、びわこ京阪奈線、これは、はっきり言って現実性は非常に乏しい話ですよ。けれども、その夢は見ていると。ならば、もう少し現実に近い形の、奈良線から宇治田原に支線を引く。例えば宇治から太陽が丘を經由して来る。また、青谷とか多賀のほうから307号線沿いに来るといような計画ならば、そんなに人家も張り付いていないし、問題はお金と、あと利用客がどれくらいあるかなるんでしょうけれども、そこは夢の続きを見るような、そういう発想でこれを見ていけば、2億円が無駄やという議論にはなりにくいのかなと思うので、そこらを、町のほうも考えていただきたいなと思うんですよ。

宝くじでも、高額当選券はほぼほぼ当たりませんよね。ところがやっぱりお金を出して夢を買うというのが、そういうことやと思うんです。その辺りで、政治はロマンと現実の妥協やということと言われるように、住民の皆さんの持つておられるもやもや感を少しでも払拭するために、ちょっと切り口を変えて、可能性は低いけれども、鉄道新線、宇治田原に引いてくるんだ、そのためには奈良線の協議会の皆さんのお力も借りるんやという方向で考えていただくべきかなというふうに思っていますし、これは私の個人的な思いなので、今後その辺りのことも考えていただいて、また三期の負担金いづれ話が出てくると思うんですけども、そこらの参考なりにしていただければ結構かなというふうに思います。

何かあれば答えてもらったらいいし、なければ結構です。

○副委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいま、そういった中でのまちづくりの、また前向きな、いろんないい方向のご指摘もいただいたわけがございますけれども、そういう中、本町としても、これからのまちづくりを進めていく上で、そういった部分も将来的なことも踏まえて、協議会の中でもそういった声をしっかり上げてもらえるように、またしっかりと町長のほうにも報告してまいりたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） これにて、質疑を終了いたします。

続いて、宇治田原町地域公共交通会議について、説明を求めます。下岡建設環境課課長補佐。

○建設環境課課長補佐（下岡浩喜） 先般令和2年2月25日に開催しました宇治田原地域公共交通会議の概要について、ご報告申し上げます。

まず、議題としましては、路線バス等の状況については、各会議ごとに、町営バスとコミュニティバスの利用実績につきまして、報告を行っております。

利用の状況で、町営バスの1月の利用者は1,189人で、前年同月比8.8%の増となっております。コミュニティバスの1月の利用者は763人で、前年同月比の12.3%減となっております。

2つ目の項目としまして、町営バスの利便性の向上についてということですが、今年に入って3回目の会議ということで、1回目から協議してまいりました町営バスの運行ルートの見直し、新庁舎への乗り入れについて、協議いたしました。結果としましては、維中前に接続する便は全て新庁舎へ乗り入れるとしまして、改定時刻表案を示して説明し、おおむね理解を得たところです。維中前から新庁舎までの間、片道約1.5kmございますが、5分で結び、北ルート10便、南ルート10便、合わせて20便を新庁舎へアクセスさせる計画で調整中です。

次に、次年度以降の公共交通の利用促進策ということについて話し合いをしております。次年度以降の利用促進策につきましては、情報の発信、イベントの実施、マイバス意識の醸成、モビリティ・マネジメント、バス待ち環境の改善などにつきまして、本町既存の取組や他自治体等の取組の事例を示しまして、委員の意見を求めています。

主な意見といたしましては、地域へのモビリティ・マネジメントの必要性が高まっているというものでした。小学生に限らず、子どもの成長過程に応じてM・Mを受けることでより深く意識づけできるとして、高校生までにバスの利用の習慣を身につけることが大切であるとの意見がありました。また、地域での高齢者のM・Mの必要性について、高齢者のグラウンドゴルフなどの参加時には、コミュニティバスや町営バスの利用を促すようにするとか、宇治警察署管内でのお試し免許返納は、地域全体での取組になっているので、田辺警察署管内でも健康に歩けるうちに公共交通を使う習慣を身につける取組が大事との意見がございました。

次に、本町が現在取り組んでおります利用促進策の継続実施が有効という意見もございました。七夕やクリスマスの時期にはデコレーションバスや、夏休みイベントとしまして謎バスからの挑戦状は本町独自の良い取組であるので、協力先などに無理のない範囲で継続していくことが大事であるという意見です。また、マイバス意識の醸成のために、謎バスからの挑戦状の正解者の商品としまして、沿線のスーパーなどに協賛してい



ただき商品券を提供してもらおうのほうかという意見もございました。そのほかの意見としまして、情報発信については、検索サイトから検索しやすい工夫をすること、バス待ち環境の改善につきましては、高校生等が求めているものをアンケートで把握することなどの意見がございました。

そのほかとしまして、路線バスのダイヤ改定後の現状の報告等についてということですが、京都京阪バスの管理部長である委員から、乗務員不足を理由に大幅な減便を行いました昨年12月11日のダイヤ改正後の現状について、報告がございました。土日祝日の減便により、土日祝日の休暇の取得がしやすくなり、その後待遇面の問題を理由に退職される方はいなく、新規採用の応募もあり、削減後の乗務員の定数100名でございますが、確保できている状況にあるということです。当初、減便したことによって減便した便に乗られる乗客の約半数が減少するとの見込みで臨んでおられましたが、1月の実績では、18%の減少に抑えられているとのことでした。

次に、令和元年中の人身事故の発生状況につきまして、京都府田辺警察署交通課の委員から、平成31年1月から令和元年12月の宇治田原町内における交通事故の発生状況についての報告がございました。12件の人身事故がございまして、うち8件が追突事故であり、主な原因は脇見運転、発生場所は、12件中7件が国道307号と最も多いとのことでした。

次に、小学校2年生のM・M教室開催報告ということで、子どもたちを対象にしたモビリティ・マネジメントにつきましては、小学校3年生を対象にM・Mに取り組んでおり、3年目となります。小学校のカリキュラムの都合により、来年度から2年生での実施に変更の予定なのですけれども、来年度の3年生を取り残さないように、今年度は12月の3年生に加えまして、2月12日に、現2年生を対象にM・M教室を実施したことを報告いたしました。

簡単ですが、以上が、第9回宇治田原町地域公共交通会議の概要です。

○副委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。今西委員。

○委員（今西久美子） まず、町営バスの運行ルート見直しですが、北ルートが10便、南ルートが10便ということで今報告がございましたが、現状と比べると、便数というのはどうなるんですか。

○副委員長（藤本英樹） 下岡補佐。

○建設環境課課長補佐（下岡浩喜） 今北ルートが1日11便の運行をしておりますが、

新庁舎への往復に片道5分を要することで、往復10分の時間を要します。ですので、1便減便となりまして10便での運行となります。南ルートも13便ございますが、2便の減便が必要となります。以上です。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） それぞれ1便2便減るということですが、それに対して、住民さんの利便性等々については、公共交通会議では出されておりましたでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 下岡補佐。

○建設環境課課長補佐（下岡浩喜） 減ることについての意見等は、会議の中では出ておりませんでした。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 担当課としては、どう思われていますか。

○副委員長（藤本英樹） 下岡補佐。

○建設環境課課長補佐（下岡浩喜） やはり新庁舎へのアクセスを確保するという事は大きな課題でありまして、今後、地域の方々が自動車だけの生活ではなくて公共交通を利用するような環境に変えていくためにも、新庁舎へのバス路線の確保というのは意味のあるものだと考えております。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） そこは、利用者の声もしっかりと聞いていただけたらと思います。みんながみんな新庁舎へ行くわけではないので、そういうことも含めて、利用者の声をぜひとも反映させていただきたいというふうに思います。

それともう一点、現在取り組んでいる利用促進策の継続実施を検討ということで、継続していくべきだというお話でしたけれども、一般質問でも申しましたけれども、利用促進策の1つで、緑苑坂の方々への、補助券を使ってもらおうというのがあると思うんですけれども、それを拡充するというようなお話はなかったでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 下岡補佐。

○建設環境課課長補佐（下岡浩喜） 会議の中では、路線バス補助券についての議論はあまり出ませんでした。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 町として、ぜひご提案もいただいて、ご検討いただきたいと思いますのですが、どうですか。

○副委員長（藤本英樹） 下岡補佐。

○建設環境課課長補佐（下岡浩喜） 緑苑坂地区を対象としております路線バス補助券につきましても、令和元年7月から3月までの取組として実施しておりますが、反響等は大きく有効なものだと感じておりますので、路線バス補助券を含めて、今後どのような展開ができるのかの検討はしていきたいと考えています。

○副委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） これにて、質疑を終了いたします。

続いて、宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正案についてのパブリックコメント（意見募集）の結果についての説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。

町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正案に係るパブリックコメント（意見募集）の実施結果について、ご報告させていただきます。

まず、実施期間ですが、令和2年1月21日から2月20日まで実施いたしました。公表資料といたしましては、募集概要、条例改正案の概要等でございます。資料の公表方法といたしましては、町ホームページに掲載のほか、折り込みチラシでの告知、各公共施設への資料配架となっております。

意見募集の対象者といたしましては、町内在住、在勤の方、町内に所在する事業所、団体等でございます。意見の提出方法は、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参となっております。

意見提出者は10名ございました。提出件数につきましては、すみませんが、35件となっておりますが、42件と修正させていただきたいと思っております。こちらにつきましては、件数のほうのカウントの仕方なんです、お一方からまず3件とかということ、募集をいただいたのではなく、1つの文章から読み取って、3つの事柄についてご意見があるなというところについては3件というようなカウントのほうをさせていただいておりましたが、資料作成後ちょっと疑義が生じまして、精査したところ、42件となりました。申し訳ございません。

意見の内容につきましては、住民への周知方法であったり、再生利用可能なものごみステーションからの無断収集禁止について、また大型ごみ等の処理手数料の有料化について、種々ご意見をいただいたところでございます。こちらの意見に対する回答といたしましては、町ホームページにて公表予定でございます。以上でございます。

○副委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 今最後に説明がありました9番です。町ホームページにて意見と回答を公表するということですが、今予定というふうに言われましたけれども、これ、まだなんですけれども、いつごろ公表できますか。

○副委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 庁内の調整がつき次第、公表させていただき予定でございます。

○副委員長（藤本英樹） 黒川部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） 今週13日に環境審議会の開催を予定してございまして、まずは、環境審議会におきまして町の考え方等をご説明させていただき、環境審議会からの答申という形で、条例の改正に対するご意見、ご答申をいただく予定にしております。その中で、町のほうの意見につきましても、精査、整理した上で公表してまいりたいという形でございますので、早くても来週以降になろうというふうに考えてございます。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） 改正は、いつごろを予定されているのでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 6月の議会のほうに上程させていただきたいというふうにご考えております。以上です。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） せっかくこれだけのご意見があったので、そこは十分に反映をしていただきたいなというふうに思います。以上です。

○副委員長（藤本英樹） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 大型ごみの処理手数料については、住民の方々に十分ご理解をお願いした上で、近隣の市町と足並みをそろえるという点で、そこは周知を徹底していただいて、6月に提案ということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

パブコメの内容の報告については、順次報告されるということですが、私のほうで1つ住民さんからお聞きしているのは、この間チラシに出た、大型ごみの中でもそれほどの大型ごみじゃないのと、本当に大型ごみなのと、料金が同じであるというのがちょっとどうなのかなというご意見を頂戴したんですけれども、そういうご意見は、パ

ブコメで来ているようなことはないですか。

○副委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 委員ご指摘のとおり、パブコメにつきましても、大型ごみの処理手数料の有料化について、種々ご意見のほうをいただいたところでございます。

ご指摘の、大型ごみ一律に1,000円というところでまずは設定させていただきましたのは、近隣の料金も勘案する中、分かりやすい料金をというところの思いもございまして、一律で1,000円というところでもございましたけれども、今申しましたとおり、パブコメのほうでも、いろいろこの件につきましてはご意見をいただいたところでございます。そうしたいろいろなご意見等も十分踏まえた上で、担当課といたしまして、こちらのほうにつきましては再度検討と、品目ごとによる何段階かの金額設定がよいかというようところで再度検討するというところでございます。

○副委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） これにて、建設環境課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び令和元年度第4四半期の事業執行状況並びに所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら、挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほどもちょっとお聞きをしたんですが、コロナウイルス対策関連の対応について、1点だけお聞きをしたいと思います。

この間も、町内の業者さんとかお店の方に少しお話をお伺いしたんですけれども、そこは料理を提供されるお店で、この間、同窓会とか様々な集会、それからこれから予想されるであろう歓送迎会といったような集まりが全てキャンセルになっていて、もう大変影響が大きいというふうにおっしゃっていたんです。そういう形で、町内業者さん等の関係、また中国との関係で言えば、お茶ですね、茶業の業界の方々、また給食の材料を提供しておられるような農家の方々等々、影響が考えられるところについては、商工会さんとか農協さんとかと協力をして、町としても実態をきちんと把握をしていただきたいというふうに思うんですが、担当課、いかがでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ただいまのご質問の新型コロナウイルスの影響ということ

で、現在京都市内を中心として、観光業や外食産業にも影響が出ております。ひいては外食産業の食材となる農産物にも、今おっしゃったように影響が出るところと考えます。本町においても、業種によってはその影響を受けるものと考えられ、商工会、JAとも連携を図り、実態の把握ということで、その2者を中心に把握を進めていきたいと考えております。

○副委員長（藤本英樹） 今西委員。

○委員（今西久美子） ぜひよろしく願いいたします。積極的に把握をしていただいて、きちんとそれぞれ相談に乗っていただくと。その上で、国とかもいろいろ対策を講じておりますので、そういう紹介、周知等々にも努めていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○副委員長（藤本英樹） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 現在商工業者さん、また事業主さんは、専門的な商工会の経営指導員さんとか、またJAの営農指導員さんとかに相談をされているものと聞いております。私ども行政といたしましても、情報を受ける中で、今現在ホームページのほうに、国の施策等、またそのような情報を、今後また国等による追加支援等が発表されたら、適宜、商工会・JAとも連携を図り、必要な情報をホームページ等で周知をしていきたいと考えております。

○副委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 当局から、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 次に、日程第4、その他を議題といたします。

何かございましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 当局から、ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） 事務局から、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第4、その他について、終了いたします。

本日は、付託議案7件及び第4四半期の事業執行状況並びに所管事項報告の審査が終

了いたしました。無事に審査を終了できましたことに、御礼申し上げます。また、町当局におかれましても、詳細な説明、資料作成等ご苦労様でした。

本年度も残すところ、3週間となりました。令和2年度の予算が16日から審査されようとしております。各課におかれては、今一度事業執行等において最終確認を行い、適正な執行に努めていただきますよう強く求めておきます。また、所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、年度が替わりましても遺漏のないようよろしくお願い申し上げます。

令和2年度4月の閉会中の委員会におきましては、第1四半期の執行状況の報告を願う予定としております。4月20日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時49分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会副委員長 藤 本 英 樹